

## 一般社団法人山形県医師会 委員会規程

(制定)

第1条 本規程は、山形県医師会定款第40条第3項の規定に基づきこれを設ける。

(委嘱及び任期)

第2条 委員は、理事会に諮り、原則として会員より会長が委嘱する。

2 委員の任期は、山形県医師会の2事業年度とする。

(職務)

第3条 委員会は、本会の会務、並びに会務に関係あることについて会長より諮問された事項を審議する。

(特別委員会)

第4条 特定の事項について継続して審議をする必要がある場合は、特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会の委員は会長が委嘱し、委員会に付託された事項が理事会において承認されるまでその任にあるものとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選による。

2 委員長は、委員会の議事を整理し秩序を保持する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の経過及び結果を会長に報告しなければならない。会長はこれを理事会に諮り其の取扱いを決定しなければならない。

(役員出席)

第8条 会長、副会長、理事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

2 委員長は、会長に対し理事の出席及び説明を求めることができる。

(連合委員会)

第9条 会長は、必要により又は関係委員長の請求により連合委員会を開き調査審議することができる。

(雑則)

第10条 委員会の運営について本規程に定めのない事項については、理事会において定めるものとする。

附則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に委員会の委員である者の任期は、平成26年3月31日までとする。